

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

財政調整基金設置規則

(設置)

第1条 財政の健全な運営に資するため、財源の不足を生じたときの財源に充てることを目的として、財政調整基金（以下、「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる金額は、毎年度予算で定める額及び決算の剰余金の2分の1を下らない額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計収支予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(組替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて、基金に属する現金を繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 経済事情の変動又は社会福祉の事業等の実施により財源が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 前項に掲げるもののほか、やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。